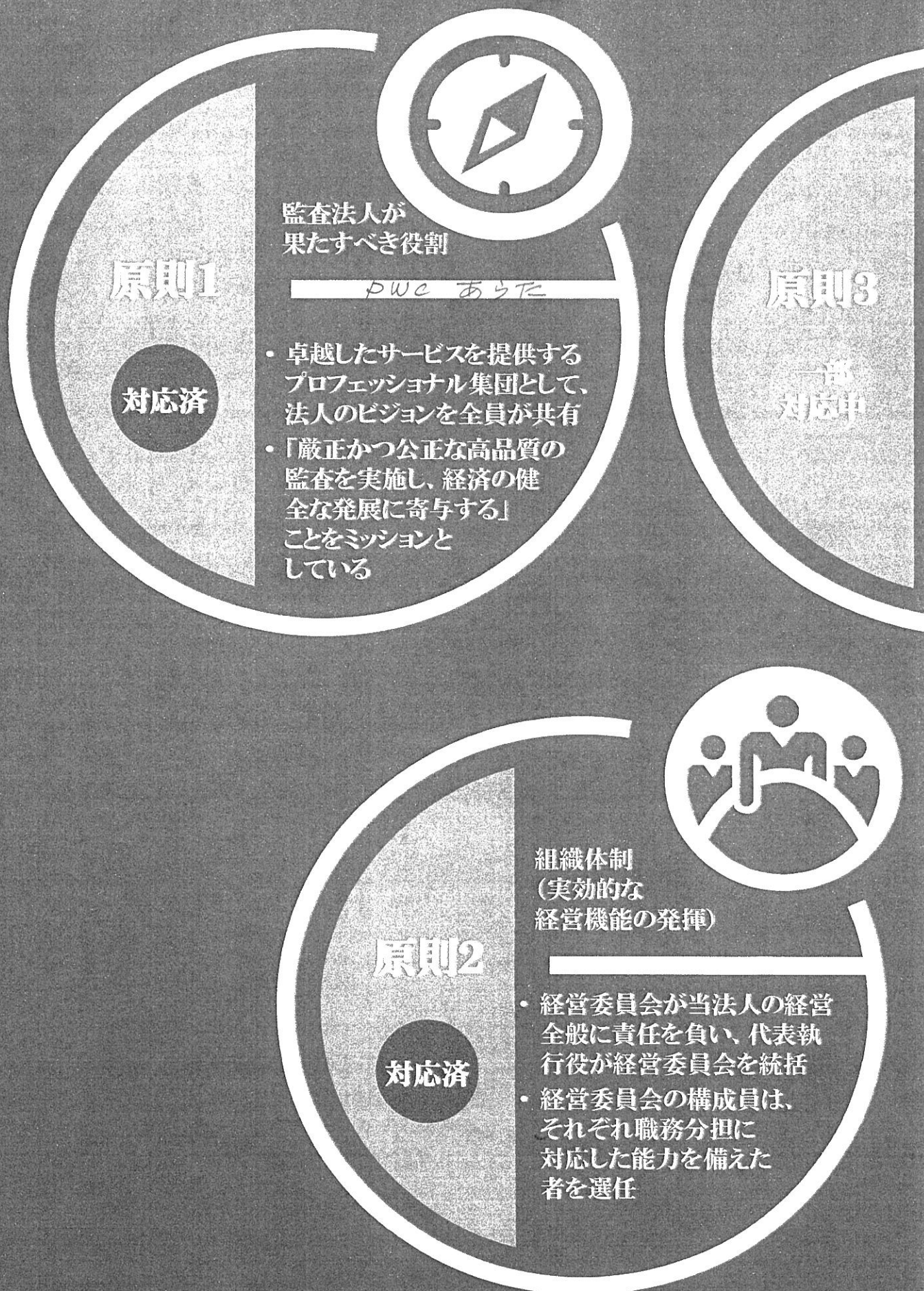


「監査法人のガバナンス・コード」への対応状況



組織体制
(独立した
立場からの経営
機能の監督・評価)

- ・ 経営委員会から独立した機関として、監視委員会を設置
- ・ 社外有識者を含めた公益監督委員会(PIB)を設置
- ・ 公益監督委員会(PIB)による経営委員会の取り組みの監督・評価を継続中

原則5

一部
対応中

透明性の確保

- ・ 2015年より、「監査品質に関する報告書 Transparency Report」を公表
- ・ 資本市場の参加者等との意見交換とその結果の活用
- ・ 本原則の適用状況等の評価の結果を分析し、対応を検討予定

原則4

対応済

業務運営

- ・ 経営委員会から監査の現場までの相互連携
- ・ 執行役・各業務部門長等で、法人レベルでの人材育成方針・人材配置・評価を議論
- ・ 「年齢や職階に関係なく、建設的な意見を表明すること(Speak up)」の文化

「Transparency Report 2016」および「Annual Review 2016」への参照表

TR : Transparency Report 2016 (<http://www.pwc.com/jp/ja/assurance/corporate/assets/pdf/transparency-report2016.pdf>)

AR : Annual Review 2016 (<http://www.pwc.com/jp/ja/japan-profile/assets/pdf/annualreportpwcaarata-2016.pdf>)

原則・指針		参照
【監査法人が果たすべき役割】		
原則1	監査法人は、会計監査を通じて企業の財務情報の信頼性を確保し、資本市場の参加者等の保護を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与する公益的な役割を有している。これを果たすため、監査法人は、法人の構成員による自由闊達な議論と相互啓発を促し、その能力を十分に発揮させ、会計監査の品質を組織として持続的に向上させるべきである。	
指針 1-1	監査法人は、その公益的な役割を認識し、会計監査の品質の持続的な向上に向け、法人の社員が業務管理体制の整備にその責務を果たすとともに、トップ自ら及び法人の構成員がそれぞれの役割を主体的に果たすよう、トップの姿勢を明らかにすべきである。	- ガバナンス体制(代表執行役)(TR p12, AR p14) - 組織文化の浸透と発展(トップとパートナー・職員との対話)(TR p17, AR p17)
指針 1-2	監査法人は、法人の構成員が共通に保持すべき価値観を示すとともに、それを実践するための考え方や行動の指針を明らかにすべきである。	- ミッション実現への道筋(TR p10, AR p12) - 戦略的優先領域(TR p11, AR p13) - 組織文化の浸透と発展(TR p17, AR p17)
指針 1-3	監査法人は、法人の構成員の士気を高め、職業的懐疑心や職業的専門家としての能力を十分に保持・発揮させるよう、適切な動機付けを行うべきである。	- パートナーの人事評価(TR p18) - パートナーおよび職員への研修体制(オン・ザ・ジョブ・トレーニング)(TR p22)
指針 1-4	監査法人は、法人の構成員が、会計監査を巡る課題や知見、経験を共有し、積極的に議論を行う、開放的な組織文化・風土を醸成すべきである。	- 組織文化の浸透と発展(相互に敬意を払い、率直な意見交換を行える風土)(TR p18, AR p17) - 従業員調査(Global People Survey)(TR p25, AR p26)
指針 1-5	監査法人は、法人の業務における非監査業務(グループ内を含む。)の位置づけについての考え方を明らかにすべきである。	- 非監査業務を提供する意義(AR p21-22) - 組織文化の浸透と発展(トップとパートナー・職員との対話)(TR p17, AR p17)
【組織体制】		
原則2	監査法人は、会計監査の品質の持続的な向上に向けた法人全体の組織的な運営を実現するため、実効的に経営(マネジメント)機能を発揮すべきである。	
指針 2-1	監査法人は、実効的な経営(マネジメント)機関を設け、組織的な運営が行われるようにすべきである。	ガバナンス体制(TR p12-p14, AR p14-p16)
指針 2-2	監査法人は、会計監査に対する社会の期待に応え、組織的な運営を確保するため、以下の事項を含め、重要な業務運営における経営機関の役割を明らかにすべきである。	
	監査品質に対する資本市場からの信頼に大きな影響を及ぼし得るような重要な事項について、監査法人としての適正な判断が確保されるための組織体制の整備及び当該体制を活用した主体的な関与	監査の実施(審査会による審議)(TR p32)
	監査上のリスクを把握し、これに適切に対応するための、経済環境等のマクロ的な観点を含む分析や、被監査会社との間で率直かつ深度ある意見交換を行う環境の整備	- 品質を支える組織体制(業種に特化した組織)(TR p16, AR p17) - PwCネットワーク内外の異動・出向・転籍(TR p23, AR p26) - PwCグローバルネットワークとの連携(TR p23, AR p26)
	法人の構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力を保持・発揮させるための人材育成の環境や人事管理・評価等に係る体制の整備	“PwC Professional”のフレームワーク(TR p20, AR p24-25) - パートナーおよび職員への研修体制(研修カリキュラム)(TR p21)
	監査に関する業務の効率化及び企業においてもIT化が進展することを踏まえた深度ある監査を実現するためのITの有効活用の検討・整備	- 監査の有効性と効率性を飛躍的に向上させる各種ツール(TR p38-39) - 人材およびテクノロジーへの投資(AR p33)
指針 2-3	監査法人は、経営機関の構成員が監査実務に精通しているかを勘案するだけでなく、経営機関として、法人の組織的な運営のための機能が十分に確保されるよう、経営機関の構成員を選任すべきである。	- ガバナンス体制(経営委員会)(TR p13, AR p15) - ガバナンス体制(代表執行役)(TR p12, AR p14)
原則3	監査法人は、監査法人の経営から独立した立場で経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて、経営の実効性の発揮を支援する機能を確保すべきである。	
指針 3-1	監査法人は、経営機関による経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて実効性の発揮を支援する機能を確保するため、監督・評価機関を設け、その役割を明らかにすべきである。	- 組織図(TR p12, AR p14) - ガバナンス体制(監視委員会)(TR p14, AR p16) - ガバナンス体制(公益監督委員会(PIB))(TR p14, AR p16) - 監視委員会議長からのメッセージ(TR p15)
指針 3-2	監査法人は、組織的な運営を確保し、公益的な役割を果たす観点から、自らが認識する課題等に対応するため、監督・評価機関の構成員に、独立性を有する第三者を選任し、その知見を活用すべきである。	ガバナンス体制(公益監督委員会(PIB))(TR p14, AR p16)
指針 3-3	監査法人は、監督・評価機関の構成員に選任された独立性を有する第三者について、例えば以下の業務を行うことが期待されることに留意しつつ、その役割を明らかにすべきである。	ガバナンス体制(公益監督委員会(PIB))(TR p14, AR p16)
	- 組織的な運営の実効性に関する評価への関与 - 経営機関の構成員の選任、評価及び報酬の決定過程への関与 - 法人の人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針の策定への関与 - 内部及び外部からの通報に関する方針や手続の整備状況や、伝えられた情報の検証及び活用状況の評価への関与 - 被監査会社、株主その他の資本市場の参加者等との意見交換への関与	

原則・指針		参照
指針 3-4	監査法人は、監督・評価機関がその機能を実効的に果たすことができるよう、監督・評価機関の構成員に対し、適時かつ適切に必要な情報が提供され、業務遂行に当たっての補佐が行われる環境を整備すべきである。	- ガバナンス体制(監視委員会)(TR p14, AR p16) - ガバナンス体制(公益監督委員会(PIB))(TR p14, AR p16)
【業務運営】		
原則4	監査法人は、組織的な運営を実効的に行うための業務体制を整備すべきである。また、人材の育成・確保を強化し、法人内及び被監査会社等との間において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである。	
指針 4-1	監査法人は、経営機関が監査の現場からの必要な情報等を適時に共有するとともに経営機関等の考え方を監査の現場まで浸透させる体制を整備し、業務運営に活用すべきである。また、法人内において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである。	- 各業務部門における品質管理体制(TR p27) - 監査の実施(審査会による審議)(TR p32) - 品質管理本部による専門的な見解の提供(TR p33) - チーフオーディター(TR p36-37) - 品質管理本部から監査チームに対する積極的な問い掛け(“Reach Out”「リーチアウト活動」)(TR p41)
指針 4-2	監査法人は、法人の構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力を保持・発揮させるために、法人における人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針を策定し、運用すべきである。その際には、法人の構成員が職業的懐疑心を適正に発揮したかが十分に評価されるべきである。	- 職員の評価育成 - Performance Coaching & Development (PC&D) 制度(TR p24, AR p27) “PwC Professional”のフレームワーク(TR p20, AR p24-25)
指針 4-3	監査法人は、併せて以下の点に留意すべきである。 - 法人のそれぞれの部署において、職業的懐疑心を適切に発揮できるよう、幅広い知見や経験につき、バランスのとれた法人の構成員の配置が行われること - 法人の構成員に対し、例えば、非監査業務の経験や事業会社等への出向などを含め、会計監査に関連する幅広い知見や経験を獲得する機会が与えられること - 法人の構成員の会計監査に関連する幅広い知見や経験を、適正に評価し、計画的に活用すること	- 品質を支える組織体制(業種に特化した組織)(TR p16, AR p17) - PwCネットワーク内外の異動・出向・転籍(TR p23, AR p26) - 監査チームの編成(監査チームの選任)(TR p30)
指針 4-4	監査法人は、被監査会社のCEO・CFO等の経営陣幹部及び監査役等との間で監査上のリスク等について率直かつ深度ある意見交換を尽くすとともに、監査の現場における被監査会社との間での十分な意見交換や議論に留意すべきである。	当法人の監査アプローチ“PwC Audit”(TR p31)
指針 4-5	監査法人は、内部及び外部からの通報に関する方針や手続を整備するとともにこれを公表し、伝えられた情報を適切に活用すべきである。その際、通報者が、不利益を被る危険を懸念することがないよう留意すべきである。	監査の実施(不服と疑義の申立て)(TR p32)
【透明性の確保】		
原則5	監査法人は、本原則の適用状況などについて、資本市場の参加者等が適切に評価できるよう、十分な透明性を確保すべきである。また、組織的な運営の改善に向け、法人の取組みに対する内外の評価を活用すべきである。	
指針 5-1	監査法人は、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等が評価できるよう、本原則の適用の状況や、会計監査の品質の向上に向けた取組みについて、一般に閲覧可能な文書、例えば「透明性報告書」といった形で、わかりやすく説明すべきである。	監査の透明性を高める取り組み — Transparency Report (AR p18)
指針 5-2	監査法人は、併せて以下の項目について説明すべきである。 - 会計監査の品質の持続的な向上に向けた、自ら及び法人の構成員がそれぞれの役割を主体的に果たすためのトップの姿勢 - 法人の構成員が共通に保持すべき価値観及びそれを実践するための考え方や行動の指針 - 法人の業務における非監査業務(グループ内を含む。)の位置づけについての考え方 - 経営機関の構成や役割 - 監督・評価機関の構成員に選任された独立性を有する第三者の選任理由、役割及び貢献 - 監督・評価機関を含め、監査法人が行った、監査品質の向上に向けた取組みの実効性の評価	- 組織文化の浸透と発展(トップとパートナー・職員との対話)(TR p17, AR p17) - 組織文化の浸透と発展(“PwC Experience”の実践)(TR p17, AR p17) - 非監査業務を提供する意義(AR p21-22) - ガバナンス体制(TR p12-p14, AR p14-p16) - ガバナンス体制(公益監督委員会(PIB))(TR p14, AR p16) - GAQRを利用した定期的な有効性評価(TR p41-42) - 根本原因分析のフレームワーク(TR p43, AR p18) - PwCネットワークの品質管理レビュー(AR p35)
指針 5-3	監査法人は、会計監査の品質の向上に向けた取組みなどについて、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等との積極的な意見交換に努めるべきである。その際、監督・評価機関の構成員に選任された独立性を有する第三者の知見を活用すべきである。	- 監査役等との対話によるフィードバック(TR p45) - 外部セミナー開催(AR p30)
指針 5-4	監査法人は、本原則の適用の状況や監査品質の向上に向けた取組みの実効性を定期的に評価すべきである。	- GAQRを利用した定期的な有効性評価(TR p41-42) - PwCネットワークの品質管理レビュー(AR p35)
指針 5-5	監査法人は、資本市場の参加者等との意見交換から得た有益な情報や、本原則の適用の状況などの評価の結果を、組織的な運営の改善に向け活用すべきである。	監査役等との対話によるフィードバック(TR p45)